

One高配当利回り厳選ジャパン

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2.投資態度

①主として、わが国の株式に実質的に投資します。

- ・国内の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。
- ・株式への投資は、国内株式集中投資型高配当利回り戦略・マザーファンドを通じて行います。
- ・株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

②銘柄選定にあたっては、「配当利回り」と「長期にわたる配当の持続性・成長性」に着目します。

- ・長期的な配当可能性を分析するために、配当の原資となる「中長期的な収益性(ROE※)」と「株主還元に対する姿勢」に着目して企業調査を行います。
 - ・調査対象銘柄について、予想配当利回りの水準のみならず、配当の持続性・成長性に対するリスク要因や確信度等を考慮して、各銘柄の投資魅力度を判断します。
- ※ROE…Return On Equity(自己資本利益率)の略称で、株主が投下した資本に対する収益力を表し、一般にこの値が高いほど効率的な経営が行われていると評価することができます。

③ポートフォリオの構築にあたっては、投資魅力度判断に基づき投資銘柄を20～40銘柄程度に厳選します。

- ・投資魅力度に応じて組入銘柄数および各銘柄の組入比率を決定します。

(参考)「国内株式集中投資型高配当利回り戦略・マザーファンド」の投資方針

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2.投資態度

- ①主として、わが国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)に投資を行います。
- ②ポートフォリオの構築にあたっては、配当利回りが高く、長期にわたり配当可能な銘柄を厳選して組み入れます。
- ③株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④非株式(株式以外の資産)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

2.主要投資対象

国内株式集中投資型高配当利回り戦略・マザーファンド
(マザーファンドは、わが国の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・1発行体あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- ・非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

4.ベンチマーク

特定しておりません。

5.信託設定日

2019/11/13

6.信託期間

無期限

7.償還条項

- 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
 - ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One高配当利回り厳選ジャパン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One高配当利回り厳選ジャパン

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0989%（税抜0.999%）

内訳（税抜）

委託会社：年率 0.569%

販売会社：年率 0.400%

受託会社：年率 0.030%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・信託事務の処理に要する諸費用
 - ・外国での資産の保管等に要する費用
 - ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
- 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
（ファンドの運用の指図を行う者）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One高配当利回り厳選ジャパン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

One高配当利回り厳選ジャパン

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24.基準価額の主な変動要因

1. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは投資魅力度判断に基づき投資銘柄を厳選するため、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

2. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

3. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「One高配当利回り厳選ジャパン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。